

後期高齢者医療保険料率の算定について（令和2・3年度）

◎ 令和2・3年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行)平成30・令和元年度		(改正後)令和2・3年度
・均等割額 45,200円	➡	・均等割額 48,100円
・所得割率 8.89%		・所得割率 9.41%

◎ 保険料賦課限度額の改定

令和2年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。
これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

・一人当たり上限 62万円		・一人当たり上限 64万円
---------------	--	---------------

◎ 保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- ※1 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。
- ※2 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡充されました。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割 ^{※1}	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] 被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算し、所得が0円となるとき		8割	7割	
33万円+(28.5万円 ^{※2} ×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(52万円 ^{※2} ×世帯の被保険者数)以下	2割	2割		

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。